

大分県報

令和七年
号外（一六）
三月二十七日

（木曜日）

目次

条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定……………	一
大分県使用料及び手数料条例の一部改正……………	三
大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正……………	三
職員の給与に関する条例等の一部改正……………	三
職員の退職手当に関する条例の一部改正……………	五八
栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例……………	五八
大分県国民健康保険条例の一部改正……………	五九
大分県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正……………	六〇
大分県病院事業に係る料金条例の一部改正……………	六〇
大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例の廃止……………	六一
大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部改正……………	六一

○ 条 例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第三号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（大分県税条例等の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）第三十八条の十一第一項

令和七年三月二十七日

二 大分県立自然公園条例（昭和三十二年大分県条例第七十四号）第三十五条及び第三十六條	
三 大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十一号）第三十一条の二	
四 大分県迷惑行為防止条例（昭和四十年大分県条例第四十七号）第十一条第一項及び第二項、第十二条第二項並びに第十三条第二項	
五 青少年の健全な育成に関する条例（昭和四十一年大分県条例第四十号）第四十七条第一項から第三項まで	
六 大分県自然環境保全条例（昭和四十七年大分県条例第三十八号）第十五条及び第十六條	

条

七 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成四年大分県条例第四十八号）第九條第一項	
八 大分県生活環境の保全等に関する条例（平成十一年大分県条例第四十七号）第七十一条から第七十三条まで	
九 大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）第三十六條	
十 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（平成十八年大分県条例第四十一号）第二十九條	
十一 大分県統計条例（平成二十一年大分県条例第十四号）第十四条及び第十五條	
十二 大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第二十八條	
十三 大分県行政不服審査会条例（平成二十七年大分県条例第四十三号）第十二條	
十四 大分県個人情報保護法施行条例（令和四年大分県条例第三十二号）附則第五項及び第六項	
十五 大分県議会の保有する個人情報保護に関する条例（令和四年大分県条例第四十号）第五十四条から第五十六条まで	

第二条 職員等の旅費に関する条例（昭和二十六年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「禁錮」を「拘禁刑」に、「処せられ又は」を「処せられ若しくは」に、「これ」を「これら」に改める。

第二十五条第一項中「の各号」を削り、同項第一号ハただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第二号中「外」を「ほか、」に、「前項」を「前号」に、「但し前号」を「ただし同号」に、「ついて前号」を「ついて同号」に、「こえる」を「超える」に改める。

大分県報号外（条例）

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第三条 職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「禁錮以上の刑」を「拘禁刑」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号及び第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十四条の見出し及び同条第一項第一号、第十五条第一項第一号並びに第十七条第四項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大分県文化財保護条例の一部改正）

第五条 大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項及び第二項並びに第四十二条第一項及び第二項中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第六条 職員の給与に関する条例（昭和三十二年大分県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第二十二条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（大分県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第七条 大分県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第八条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十年大分県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例の一部改正）

第九条 大分県砂防指定地及び砂防設備の管理に関する条例（平成十五年大分県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条中「一に」を「いずれかに」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改め

る。

（大分県希少野生動植物の保護に関する条例の一部改正）

第十条 大分県希少野生動植物の保護に関する条例（平成十八年大分県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第四項」を「第五項」に改める。

第四十条及び第四十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正）

第十一条 指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（平成二十四年大分県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号口中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。（職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第四項並びに職員の退職手当に関する条例第十七条第三項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第六条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十二條の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。（規則への委任）

7 この附則に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第四号

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十七年三月三十一日」を「令和十六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「翌年度」を「翌々年度」に、「平成三十六年度」を「令和十四年度又は令和十五年年度」に、「当該年度」を「令和十五年年度」に改め、「までに」の下に「当該交付に係る最初の同法第五十五条第一項に規定する」を加える。

別表第三の建築士法関係事務の部中「二七、〇〇〇円」及び「二二、〇〇〇円」を「二三、〇〇〇円」に改め、同表の宅地建物取引業法関係事務の部中

法律第六條第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により申請をする場合にあつては、二六、五〇〇円とする。

に改め、同表の自動車保管場所関係事務の部中「。以下この部において「法」という。」を削り、同部の保管場所標章交付手数料の項を削る。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第五号

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十三の項の事務の欄の第二号中「条件」を「必要な条件」に改め、同欄の第六号中「第三条第五項」を「第四条第七項」に、「条件」を「必要な条件」に改め、同欄の第十五号中「第五十一条第四項」を「第五十一条第五項」に改め、同号を同欄の第十六号とし、同欄の第十四号中「第五十一条第三項」を「第五十一条第四項」に改め、同号を同欄の第十五号とし、同欄の第十三号の次に次の一号を加える。

十四 法第五十一条第三項の規定に基づき、違反転用者等が期限までに正当な理由がなくて原状回復等の措置に係る命令に従わなかったときに、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表すること。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第六号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年大分県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第一項中「単身赴任手当」の下に「在宅勤務等手当」を加える。

第七条第五項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号給)」を削り、同条第六項中「五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した日以降直近の三月三十一日を超えて在職する」を「次に掲げる」に、「その者」を「当該職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 五十五歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあつては、五十七歳)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十二条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号」を「次項第二号から第五号」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職九級職員等」という。)」を削り、同条第二項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等」に改め、「(以下「行政職八級職員等」という。)」及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。))については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十三条の二第二項第三号中「百分の十五」を「百分の十二」に改め、同項第四号中「百分の十二」を「百分の八」に改め、同項第五号中「百分の十」を「百分の四」に改め、同項第六号及び第七号を削る。

第十三条の四第一項本文中「一年以上」を「六箇月を超えて」に改め、「(以下」の下に「この項において」を加え、「)が当該異動等」を「以下この項において「異動等後の支給割合」という。))が当該異動等」に、「いう。以下「異動等」の前の支給割合」を「いい、人事委員会規則で定める職員については、当該支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」に、「から一年」を「から二年」に、「、当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は公署に在勤するものとした場合に第十三条の二の規定により支給されることとなる地域手当(当該異動等の前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の支給割合による地域手当)」を「(次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動等後の支給割合(第十三条の二第三項の人事委員会規則で定める級地の変更により、異動等後の支給割合が当該異動等の後に変更された場合にあつては、当該変更後の異動等後の支給割合)以下となるとときは、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。)、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当」に改め、同項ただし書中「から一年」を「から二年」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該異動等の日から同日以後一年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に第十三条の二第三項の人事委員会規則で定める級地の変更により当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。)

異動等前の支給割合に百分の八十を乗じて得た割合
第十三条の四第二項中「又はその」を「若しくはその」に、「者が、」を「者から」に、「なり」を「なつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第十三条の五第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十三条の六第二項第一号ただし書中「」が五万五千円」を「」が八万六千円以内にお

いて人事委員会規則で定める額（以下この号及び第三号において「上限額」という。）に、「五万五千元に」を「上限額に」に、「合計額が五万五千元」を「合計額が上限額」に改め、同項第二号中「五万五千元」を「八万六千元」に、「定年前再任用短時間勤務職員のうち、」を「第十三条の八第一項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員及び定年前再任用短時間勤務職員（」に改め、「定める職員」の下に「に限る。」）を加え、同項第三号中「五万五千元」を「上限額」に改め、同条第三項中「でその利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「及び前項」を「及び同項」に改める。

第十三条の七の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十三条の八 住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他人事委員会規則で定める時間を除く。）の全部を勤務することを、人事委員会規則で定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

2 在宅勤務等手当の月額は、三千円とする。

3 前二項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第二十一条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第三項中「に定める額」の下に「（前二項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を加え、同項第一号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に百分の百五十を乗じて得た額）」を削る。

第二十三条の四中「から第十三条まで、第十三条の三から第十三条の五まで及び第十四条の二から第十四条の四まで」を「及び第十二条」に改める。

別表第一から別表第六までを次のように改める。

別表第一（第六条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	184,200	230,900	266,300	299,900	322,500	356,500	409,800	460,000	512,100
	2	185,300	232,400	267,300	301,400	324,300	358,200	411,700	465,500	519,000
	3	186,500	233,900	268,300	302,900	326,100	359,800	413,600	470,600	524,300
	4	187,600	235,400	269,300	304,300	327,800	361,400	415,400	475,300	528,600
	5	188,700	236,900	270,300	305,700	329,500	363,100	417,300	479,300	532,100
	6	190,400	238,400	271,300	306,800	331,200	364,900	419,100	482,800	535,400
	7	192,000	239,900	272,300	307,800	332,900	366,400	420,900	485,800	538,400
	8	193,600	241,400	273,300	309,100	334,600	368,000	422,700	488,300	540,900
	9	195,200	242,900	274,300	310,300	336,300	369,400	424,300	490,300	542,900
	10	196,900	244,300	275,300	311,900	338,000	371,000	425,800		
	11	198,500	245,700	276,300	313,500	339,700	372,600	427,300		
	12	200,100	247,100	277,400	315,100	341,300	374,100	428,800		
	13	201,800	248,300	278,400	316,600	342,800	376,000	430,300		
	14	203,500	249,500	279,700	318,200	344,400	377,900	431,600		
	15	205,200	250,700	281,000	319,800	346,000	379,800	432,900		
	16	206,900	251,900	282,300	321,400	347,500	381,600	434,100		
	17	208,200	253,000	283,600	322,900	348,900	383,100	435,300		
	18	209,800	254,100	284,900	324,600	350,600	384,900	436,600		
	19	211,400	255,300	286,100	326,200	352,200	386,600	437,900		
	20	212,900	256,400	287,300	327,800	353,800	388,200	439,100		
	21	214,400	257,400	288,400	329,200	355,000	390,000	440,300		
	22	216,000	258,400	289,600	330,900	356,500	391,400	441,100		
	23	217,600	259,400	290,900	332,600	358,000	392,800	441,900		
	24	219,200	260,400	292,200	334,200	359,500	394,200	442,700		
	25	220,800	261,400	293,500	335,400	361,200	395,600	443,400		
	26	222,500	262,300	294,500	337,400	363,100	396,800	444,000		
	27	223,800	263,200	295,500	339,100	364,800	398,000	444,600		
	28	225,100	264,100	296,600	340,700	366,500	399,000	445,200		
	29	226,400	264,900	297,700	342,200	367,900	400,100	445,900		
	30	227,500	265,700	298,900	343,800	369,200	401,300	446,700		
	31	228,700	266,500	300,000	345,400	370,400	402,400	447,100		
	32	229,800	267,300	301,200	347,000	371,800	403,500	447,800		
	33	230,900	268,000	302,400	348,700	372,900	404,200	448,300		
	34	232,000	268,800	303,700	350,500	373,800	404,900	448,700		
	35	233,100	269,600	305,000	352,300	374,800	405,600	449,100		
	36	234,200	270,300	306,300	354,100	375,900	406,300	449,500		
	37	235,300	271,000	307,600	355,600	376,700	406,900	449,900		
	38	236,300	271,800	309,000	357,000	377,600	407,500	450,300		
	39	237,300	272,600	310,300	358,400	378,500	408,000	450,700		
	40	238,200	273,300	311,600	359,800	379,300	408,400	451,000		

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

七

		41	239, 100	274, 000	312, 900	361, 300	380, 100	408, 800	451, 300		
		42	240, 000	274, 800	314, 200	362, 100	380, 900	409, 000	451, 700		
		43	240, 800	275, 600	315, 500	363, 200	381, 700	409, 300	452, 000		
		44	241, 600	276, 300	316, 600	364, 200	382, 400	409, 600	452, 300		
		45	242, 300	277, 000	317, 500	365, 100	383, 100	409, 900	452, 600		
		46	242, 900	277, 700	318, 800	366, 200	383, 800	410, 200			
		47	243, 500	278, 400	320, 100	367, 100	384, 500	410, 500			
		48	244, 100	279, 100	321, 400	368, 100	385, 200	410, 800			
		49	244, 700	279, 800	322, 600	369, 000	385, 700	411, 000			
		50	245, 300	280, 500	323, 900	369, 700	386, 300	411, 300			
		51	245, 900	281, 200	325, 100	370, 400	386, 900	411, 600			
		52	246, 400	282, 000	326, 300	371, 000	387, 600	411, 900			
		53	246, 900	282, 600	327, 600	371, 400	388, 000	412, 100			
		54	247, 300	283, 300	328, 700	372, 000	388, 600	412, 400			
		55	247, 600	283, 900	329, 800	372, 700	389, 300	412, 700			
		56	247, 900	284, 600	330, 900	373, 400	389, 800	413, 000			
		57	248, 200	285, 200	331, 600	373, 700	390, 200	413, 200			
		58	248, 500	285, 900	332, 500	374, 400	390, 800	413, 500			
		59	248, 800	286, 500	333, 200	375, 100	391, 400	413, 800			
		60	249, 100	287, 200	334, 000	375, 700	391, 900	414, 000			
		61	249, 400	287, 800	334, 800	376, 000	392, 300	414, 200			
		62	249, 700	288, 500	335, 200	376, 500	392, 800	414, 500			
		63	250, 000	289, 100	335, 900	377, 100	393, 300	414, 800			
		64	250, 300	289, 600	336, 600	377, 700	393, 900	415, 000			
		65	250, 600	290, 100	337, 400	378, 000	394, 200	415, 200			
		66	250, 900	290, 700	338, 100	378, 600	394, 600	415, 500			
		67	251, 200	291, 200	338, 800	379, 300	395, 000	415, 800			
		68	251, 500	291, 800	339, 400	379, 900	395, 400	416, 100			
		69	251, 800	292, 300	339, 900	380, 300	395, 700	416, 300			
		70	252, 100	292, 800	340, 500	380, 800	396, 000	416, 600			
		71	252, 400	293, 400	341, 000	381, 400	396, 300	416, 900			
		72	252, 700	294, 000	341, 600	381, 900	396, 500	417, 100			
		73	253, 000	294, 500	341, 900	382, 400	396, 700	417, 300			
		74	253, 300	295, 000	342, 400	383, 000	397, 000				
		75	253, 600	295, 400	342, 800	383, 500	397, 300				
		76	253, 900	295, 700	343, 200	383, 800	397, 500				
		77	254, 200	295, 900	343, 600	384, 200	397, 700				
		78	254, 500	296, 200	344, 100	384, 700	398, 000				
		79	254, 800	296, 400	344, 600	385, 100	398, 300				
		80	255, 200	296, 700	345, 100	385, 500	398, 500				
		81	255, 500	296, 900	345, 400	385, 900	398, 700				
		82	255, 800	297, 100	345, 800	386, 400	399, 000				
		83	256, 100	297, 400	346, 200	386, 800	399, 300				
		84	256, 400	297, 600	346, 600	387, 200	399, 500				
		85	256, 700	297, 900	346, 900	387, 500	399, 700				
		86	257, 000	298, 200	347, 300	388, 000	400, 000				
		87	257, 300	298, 500	347, 700	388, 400	400, 300				
		88	257, 600	298, 800	348, 100	388, 800	400, 500				

	89	257,900	299,100	348,300	389,100	400,700				
	90	258,200	299,400	348,700	389,700					
	91	258,500	299,700	349,100	390,100					
	92	258,800	300,100	349,500	390,500					
	93	259,100	300,300	349,700	390,800					
	94		300,500	350,100						
	95		300,800	350,500						
	96		301,200	350,800						
	97		301,400	351,100						
	98		301,700	351,500						
	99		302,100	351,900						
	100		302,500	352,300						
	101		302,700	352,800						
	102		303,000	353,200						
	103		303,300	353,600						
	104		303,600	354,000						
	105		303,800	354,500						
	106		304,100	354,900						
	107		304,400	355,200						
	108		304,700	355,500						
	109		304,900	356,000						
	110		305,300							
	111		305,700							
	112		306,000							
	113		306,200							
	114		306,400							
	115		306,700							
	116		307,100							
	117		307,300							
	118		307,500							
	119		307,800							
	120		308,100							
	121		308,500							
	122		308,800							
	123		309,100							
	124		309,400							
	125		309,700							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		192,700	220,300	261,000	280,700	296,000	321,800	364,100	397,700	449,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第六条関係）

研究職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
令和七年三月二十七日 大分県報号外（条例）		円	円	円	円	円
	1	184,600	234,800	327,300	377,400	448,200
	2	185,700	239,100	329,300	378,800	458,100
	3	186,900	241,800	331,300	380,200	467,500
	4	188,000	244,500	333,300	381,600	477,500
	5	189,100	247,100	335,100	383,000	487,100
	6	191,200	248,700	337,200	384,400	497,000
	7	193,300	250,200	339,100	385,800	505,900
	8	195,400	251,700	341,000	387,200	513,800
	9	197,500	253,200	342,800	388,600	521,600
	10	199,500	255,400	344,400	390,200	528,800
	11	201,600	257,500	346,000	391,600	534,100
	12	203,600	259,500	347,600	393,000	538,600
	13	205,600	261,500	349,200	394,400	541,600
	14	207,500	263,800	350,200	395,900	543,600
	15	209,400	266,100	351,200	397,400	
	16	211,200	268,300	352,200	398,900	
	17	212,900	270,500	353,300	400,400	
	18	214,700	272,900	354,600	402,000	
	19	216,500	275,300	355,800	403,600	
	20	218,300	277,700	357,000	405,300	
	21	220,100	280,000	358,200	406,500	
	22	221,900	282,200	359,300	407,900	
	23	223,600	284,300	360,400	409,300	
	24	225,300	286,300	361,500	410,600	
	25	227,000	288,300	362,700	411,900	
	26	229,200	290,200	363,700	413,200	
	27	231,100	292,100	364,700	414,700	
	28	233,000	294,000	365,700	416,300	
	29	234,900	295,900	366,600	417,500	
	30	236,000	297,400	367,500	418,700	
	31	237,100	298,900	368,300	420,300	
	32	238,200	300,400	369,100	421,800	
	33	239,600	301,900	369,800	423,100	
	34	241,100	303,400	370,600	424,500	
	35	242,600	304,900	371,400	425,900	
	36	244,100	306,300	372,200	427,300	
	37	245,600	307,700	373,000	428,700	
	38	247,200	308,700	373,800	430,100	
	39	248,800	309,600	374,600	431,500	
	40	250,400	310,500	375,400	432,900	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

一〇

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	252,000	311,300	376,200	434,000
	42	253,500	311,800	377,500	435,300
	43	255,100	312,300	378,800	436,700
	44	256,600	312,800	380,000	438,000
	45	258,100	313,300	380,700	438,800
	46	259,400	313,800	381,700	439,600
	47	260,600	314,300	382,500	440,500
	48	261,800	314,800	383,200	441,400
	49	263,000	315,200	383,900	442,200
	50	264,100	315,700	384,600	443,100
	51	265,200	316,200	385,300	443,700
	52	266,300	316,700	386,000	444,500
	53	267,400	317,100	386,600	444,900
	54	268,500	317,600	387,300	445,500
	55	269,500	318,000	388,100	446,000
	56	270,500	318,400	388,900	446,500
	57	271,500	318,800	389,600	447,000
	58	272,200	319,200	390,400	
	59	272,800	319,600	391,100	
	60	273,400	320,000	391,800	
	61	274,000	320,400	392,400	
	62	274,600	321,000	393,100	
	63	275,200	321,600	393,800	
	64	275,800	322,200	394,500	
	65	276,400	322,700	395,200	
	66	277,000	323,300	395,800	
	67	277,600	323,900	396,400	
	68	278,200	324,500	397,100	
	69	278,800	325,000	397,800	
	70	279,500	325,600	398,300	
	71	280,200	326,200	398,900	
	72	280,900	326,800	399,500	
	73	281,500	327,300	400,000	
	74	282,300	328,000	400,600	
	75	283,000	328,700	401,200	
	76	283,700	329,400	401,700	
	77	284,300	330,100	402,200	
	78	285,000	330,800	402,700	
	79	285,700	331,500	403,200	
	80	286,300	332,200	403,900	
	81	286,900	332,900	404,300	
	82	287,600	333,700	404,800	
	83	288,300	334,400	405,300	
	84	288,900	335,000	406,000	
	85	289,500	335,600	406,400	
	86	290,200	336,100		
	87	290,900	336,500		
	88	291,500	336,900		

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

	89	292, 100	337, 200			
	90	292, 800	337, 700			
	91	293, 500	338, 100			
	92	294, 100	338, 500			
	93	294, 700	338, 800			
	94	295, 400	339, 200			
	95	296, 000	339, 600			
	96	296, 600	340, 000			
	97	296, 900	340, 500			
	98	297, 500	341, 000			
	99	298, 100	341, 500			
	100	298, 600	342, 000			
	101	299, 100	342, 500			
	102	299, 500	343, 000			
	103	299, 900	343, 500			
	104	300, 300	344, 000			
	105	300, 700	344, 400			
	106	301, 200	344, 800			
	107	301, 700	345, 300			
	108	302, 000	345, 700			
	109	302, 200	346, 200			
	110	302, 600	346, 600			
	111	302, 900	347, 000			
	112	303, 100	347, 400			
	113	303, 400	347, 900			
	114	303, 700	348, 300			
	115	304, 000	348, 700			
	116	304, 300	349, 100			
	117	304, 600	349, 600			
	118	304, 900	350, 000			
	119	305, 100	350, 400			
	120	305, 400	350, 800			
	121	305, 700	351, 200			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		222, 600	264, 600	289, 700	332, 600	392, 100

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第三（第六条関係）

医療職給料表
イ 医療職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の		円	円	円	円
	1	292,500	401,800	456,800	551,900
	2	294,800	404,500	458,800	558,000
	3	297,100	407,100	460,700	563,300
	4	299,300	409,600	462,600	568,200
	5	301,400	412,000	464,000	572,600
	6	304,900	414,200	465,800	576,900
	7	308,400	416,400	467,600	580,600
	8	311,900	418,500	469,400	583,600
	9	315,300	420,600	471,300	586,100
	10	318,800	422,100	473,100	588,400
	11	322,200	423,600	474,900	
	12	325,600	425,100	476,700	
	13	329,000	426,500	478,500	
	14	332,500	428,000	480,300	
	15	336,000	429,500	482,100	
	16	339,400	430,900	483,900	
	17	342,800	432,300	485,700	
	18	345,900	433,800	487,600	
	19	349,000	435,300	489,500	
	20	352,100	436,700	491,400	
	21	355,300	438,100	493,300	
	22	358,400	439,600	495,000	
	23	361,500	441,100	496,900	
	24	364,600	442,500	498,700	
	25	367,600	444,000	500,300	
	26	369,900	445,400	502,100	
	27	372,200	446,800	503,900	
	28	374,400	448,200	505,500	
	29	376,300	449,600	506,900	
	30	378,000	451,000	508,600	
	31	379,700	452,400	510,400	
	32	381,500	453,800	512,100	
	33	383,300	455,200	513,600	
	34	385,100	456,600	514,900	
	35	386,700	458,000	516,200	
	36	388,100	459,400	517,500	
	37	389,600	460,800	518,500	
	38	391,100	462,500	519,800	
	39	392,600	464,100	521,100	
	40	394,100	465,700	522,400	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

令和七年三月二十七日

大分県報号外
(条例)

一三

職員	41	395, 600	467, 300	523, 500	
	42	396, 300	468, 500	524, 300	
	43	396, 900	469, 800	525, 100	
	44	397, 600	470, 900	525, 900	
	45	398, 500	471, 900	526, 800	
	46	399, 100	472, 900	527, 600	
	47	399, 700	473, 800	528, 400	
	48	400, 300	474, 600	529, 100	
	49	400, 900	475, 300	529, 900	
	50	401, 400	476, 000	530, 700	
	51	401, 900	476, 700	531, 400	
	52	402, 400	477, 300	532, 300	
	53	402, 900	478, 000	533, 200	
	54	403, 300	478, 700	534, 000	
	55	403, 700	479, 300	534, 900	
	56	404, 100	479, 900	535, 800	
	57	404, 500	480, 200	536, 600	
	58	404, 900	480, 800	537, 500	
	59	405, 300	481, 500	538, 400	
	60	405, 700	482, 200	539, 100	
	61	406, 100	482, 600	539, 900	
	62	406, 500	483, 200	540, 800	
	63	406, 900	483, 900	541, 700	
	64	407, 300	484, 600	542, 600	
	65	407, 600	485, 000	543, 400	
	66		485, 600	544, 300	
	67		486, 200	545, 200	
	68		486, 700	546, 100	
	69		487, 200	546, 900	
	70		487, 700	547, 800	
	71		488, 200	548, 700	
	72		488, 700	549, 600	
	73		489, 100	550, 500	
	74		489, 600		
	75		490, 000		
	76		490, 500		
	77		491, 000		
	78		491, 600		
	79		492, 200		
	80		492, 600		
	81		493, 100		
	82		493, 700		
	83		494, 300		
	84		494, 800		
	85		495, 300		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 302,800	円 345,700	円 401,000	円 475,100

備考 この表は、医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	189,300	228,300	264,000	282,900	316,200	362,000	416,600
	2	191,400	229,600	264,800	283,700	317,600	363,800	418,500
	3	193,500	230,900	265,600	284,500	319,000	365,400	420,400
	4	195,600	232,200	266,400	285,200	320,400	367,000	422,200
	5	197,600	233,400	267,200	285,900	321,800	368,600	424,000
	6	199,600	234,500	268,000	286,600	323,400	370,200	425,600
	7	201,700	235,500	268,800	287,300	324,900	371,800	427,200
	8	203,500	236,500	269,600	288,100	326,400	373,400	428,700
	9	205,300	237,600	270,400	288,900	327,900	375,000	430,200
	10	207,200	238,800	271,200	289,700	329,500	377,000	431,500
	11	209,100	240,100	272,000	290,500	331,000	379,000	432,800
	12	211,200	241,400	272,800	291,200	332,500	381,000	434,100
	13	212,900	242,700	273,600	291,900	334,000	382,400	435,400
	14	214,900	244,000	274,400	293,000	335,700	384,100	436,600
	15	217,100	245,300	275,200	294,100	337,200	385,800	437,800
	16	219,200	246,500	276,000	295,300	338,700	387,500	438,900
	17	221,300	247,700	276,800	296,500	340,200	389,300	440,100
	18	222,400	248,900	277,600	297,700	341,800	390,800	441,200
	19	223,500	250,100	278,400	298,900	343,400	392,300	442,400
	20	224,600	251,300	279,200	300,100	344,900	393,800	443,700
	21	225,700	252,400	280,000	301,300	346,200	395,100	444,800
	22	226,600	253,300	280,900	302,500	347,700	396,400	445,600
	23	227,500	254,100	281,900	303,700	349,200	397,700	446,000
	24	228,500	254,900	282,700	304,900	350,700	398,800	446,700
	25	229,400	255,800	283,500	306,100	352,200	399,900	447,200
	26	230,300	256,600	284,400	307,300	353,700	401,000	447,600
	27	231,200	257,400	285,300	308,400	355,200	402,100	448,000
	28	232,100	258,200	286,100	309,700	356,600	403,200	448,400
	29	233,000	259,000	286,900	311,000	358,000	404,000	448,800
	30	233,900	259,800	288,000	312,200	359,600	404,800	449,200
	31	234,800	260,600	289,000	313,400	361,100	405,600	449,600
	32	235,700	261,400	290,000	314,600	362,700	406,400	449,900
	33	236,500	262,200	291,000	315,800	363,900	406,800	450,200
	34	237,300	263,000	292,100	316,900	365,000	407,400	450,600
	35	238,100	263,700	293,100	318,100	366,200	407,900	450,900
	36	238,900	264,500	294,100	319,300	367,300	408,300	451,200
	37	239,700	265,400	295,100	320,500	368,300	408,700	451,500
	38	240,500	266,200	296,100	321,800	369,100	408,900	
	39	241,300	267,000	297,100	323,100	370,100	409,200	
	40	242,100	267,800	298,100	324,300	371,200	409,500	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	242,700	268,600	299,100	325,200	372,200	409,800
	42	243,300	269,400	300,300	326,400	373,200	410,100
	43	243,900	270,200	301,400	327,600	374,200	410,400
	44	244,400	271,000	302,500	328,800	375,100	410,700
	45	244,900	271,700	303,600	329,900	375,900	410,900
	46	245,500	272,500	304,700	330,900	376,700	411,200
	47	246,000	273,300	305,800	331,900	377,600	411,500
	48	246,400	274,100	306,900	332,800	378,400	411,800
	49	246,800	274,800	308,000	333,700	378,900	412,000
	50	247,300	275,600	309,200	334,700	379,700	412,300
	51	247,800	276,300	310,300	335,800	380,500	412,600
	52	248,300	277,000	311,400	336,700	381,300	412,900
	53	248,600	277,700	312,400	337,200	381,700	413,100
	54	248,900	278,400	313,400	338,100	382,400	413,400
	55	249,200	279,100	314,400	338,800	383,100	413,700
	56	249,500	279,800	315,400	339,700	383,700	414,000
	57	249,800	280,500	316,400	340,400	384,100	414,200
	58	250,100	281,200	317,400	340,700	384,600	414,500
	59	250,400	282,000	318,400	341,200	385,200	414,800
	60	250,700	282,600	319,300	341,800	385,800	415,100
	61	251,000	283,200	320,200	342,400	386,200	415,300
	62	251,300	283,900	321,000	343,100	386,700	
	63	251,600	284,600	321,700	343,800	387,200	
	64	251,900	285,200	322,400	344,400	387,700	
	65	252,200	285,800	323,000	345,100	388,300	
	66	252,500	286,500	323,700	345,600	388,800	
	67	252,800	287,200	324,300	346,200	389,500	
	68	253,100	287,800	324,900	346,800	390,100	
	69	253,400	288,400	325,500	347,100	390,600	
	70	253,700	289,100	325,700	347,700	391,100	
	71	254,000	289,800	326,200	348,200	391,600	
	72	254,200	290,400	326,700	348,700	392,100	
	73	254,400	291,000	327,300	349,200	392,400	
	74	254,700	291,500	327,800	349,700	392,900	
	75	255,100	291,900	328,300	350,200	393,300	
	76	255,300	292,300	328,700	350,600	393,700	
	77	255,500	292,700	329,300	350,900	394,100	
	78	255,800	293,000	329,800	351,200	394,600	
	79	256,100	293,300	330,200	351,400	395,000	
	80	256,300	293,600	330,700	351,700	395,400	
	81	256,500	293,900	331,200	352,200	395,800	
	82	256,800	294,200	331,600	352,500	396,300	
	83	257,100	294,500	331,800	352,800	396,700	
	84	257,300	294,800	332,100	353,100	397,100	
	85	257,500	295,000	332,500	353,500	397,500	
	86		295,200	332,900	353,800	398,000	
	87		295,400	333,200	354,100	398,400	
	88		295,600	333,500	354,400	398,800	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

	89		296,000	333,800	354,800	399,200		
	90		296,200	334,000	355,100			
	91		296,400	334,400	355,400			
	92		296,600	334,700	355,700			
	93		297,000	334,900	356,000			
	94		297,200	335,200	356,400			
	95		297,400	335,600	356,800			
	96		297,700	335,900	357,200			
	97		298,000	336,100	357,700			
	98		298,200	336,400	358,100			
	99		298,400	336,700	358,500			
	100		298,700	336,900	358,900			
	101		299,000	337,100	359,400			
	102		299,200	337,300				
	103		299,400	337,700				
	104		299,700	337,900				
	105		300,000	338,100				
	106			338,500				
	107			338,900				
	108			339,300				
	109			339,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		193,700	220,400	249,000	262,700	288,400	329,600	372,400
備考 この表は、保健所、県立学校、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。								

別表第四（第六条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	208,100	219,600	277,000	320,400	367,000	410,000
	2	209,800	222,800	278,800	321,500	368,700	412,100
	3	211,500	226,000	280,500	322,600	370,400	414,200
	4	213,100	229,300	282,300	323,600	372,100	416,400
	5	214,600	232,500	284,000	324,600	373,600	418,400
	6	217,300	235,600	285,500	326,000	375,300	419,800
	7	220,000	238,700	286,900	327,600	377,000	421,200
	8	222,600	241,700	288,400	329,200	378,600	422,600
	9	225,200	244,700	289,900	331,100	380,200	424,000
	10	227,400	247,600	291,400	332,700	381,700	425,300
	11	229,600	250,400	292,800	334,300	383,200	426,600
	12	231,700	253,200	294,200	336,000	384,700	427,800
	13	233,800	256,100	295,600	337,700	386,200	429,000
	14	235,600	259,000	297,000	339,300	387,600	430,200
	15	237,400	261,800	298,400	340,900	388,900	431,400
	16	239,000	264,400	299,800	342,500	390,300	432,500
	17	240,500	267,000	301,200	344,000	391,800	433,500
	18	242,100	268,400	302,600	344,800	393,400	434,600
	19	243,700	269,800	303,900	345,600	395,000	435,700
	20	245,200	271,200	305,200	346,400	396,600	436,800
	21	246,700	272,600	306,500	347,200	398,200	437,800
	22	248,000	273,800	307,300	348,000	399,700	438,700
	23	249,200	275,000	308,100	348,800	401,100	439,600
	24	250,400	276,100	308,900	349,600	402,500	440,500
	25	251,500	277,200	309,600	350,400	403,900	441,400
	26	252,600	277,800	310,300	351,200	405,200	442,300
	27	253,700	278,300	311,000	352,000	406,400	443,300
	28	254,700	278,800	311,700	352,800	407,600	444,100
	29	255,800	279,300	312,400	353,500	408,800	444,500
	30	256,700	279,700	313,000	354,300	409,900	445,100
	31	257,600	280,100	313,600	355,100	410,900	445,700
	32	258,400	280,500	314,200	355,800	411,900	446,300
	33	259,200	280,900	314,800	356,500	412,400	446,800
	34	260,000	281,300	315,400	357,200	413,300	447,100
	35	260,800	281,700	316,000	357,900	414,200	447,600
	36	261,500	282,100	316,500	358,600	415,100	448,000
	37	262,200	282,400	317,000	359,300	416,100	448,300
	38	262,900	282,700	317,500	360,000	417,000	448,900
	39	263,600	283,000	318,000	360,600	417,900	449,500
	40	264,200	283,300	318,400	361,300	418,800	450,100

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	264,800	283,600	318,800	362,100	419,600	450,700
	42	265,400	283,900	319,200	363,000	420,500	451,400
	43	266,000	284,200	319,600	363,700	421,400	452,000
	44	266,600	284,500	320,000	364,400	422,100	452,600
	45	267,200	284,800	320,400	365,100	422,300	452,900
	46	267,800	285,100	320,800	365,900	422,700	453,600
	47	268,400	285,400	321,200	366,700	423,100	454,300
	48	269,000	285,700	321,600	367,500	423,400	455,000
	49	269,600	286,000	322,000	368,300	423,700	455,400
	50	270,200	286,300	322,400	369,300	423,900	455,700
	51	270,800	286,600	322,800	370,200	424,300	456,000
	52	271,400	286,800	323,100	370,900	424,700	456,200
	53	271,900	287,000	323,400	371,500	425,000	456,400
	54	272,400	287,300	323,700	372,400	425,500	456,600
	55	272,900	287,600	324,000	373,300	426,100	456,900
	56	273,400	287,800	324,300	374,100	426,600	457,200
	57	273,900	288,000	324,600	374,600	427,200	457,400
	58	274,400	288,300	324,900	375,000	427,800	457,700
	59	274,900	288,600	325,200	375,300	428,300	458,000
	60	275,300	288,800	325,400	375,600	428,800	458,200
	61	275,700	289,000	325,600	375,900	429,400	458,400
	62	276,000	289,300	325,900	376,300	429,900	
	63	276,300	289,600	326,200	376,600	430,500	
	64	276,500	289,800	326,400	376,900	431,100	
	65	276,700	290,000	326,600	377,100	431,600	
	66	277,000	290,200	326,900	377,400	432,200	
	67	277,300	290,400	327,200	377,700	432,700	
	68	277,500	290,700	327,400	378,000	433,300	
	69	277,700	291,000	327,600	378,300	433,800	
	70	278,000			378,500	434,300	
	71	278,200			378,900	434,900	
	72	278,400			379,200	435,500	
	73	278,700			379,500	435,800	
	74				380,000	436,400	
	75				380,500	437,000	
	76				380,900	437,500	
	77				381,300	437,900	
	78				381,700	438,400	
	79				382,200	439,100	
	80				382,700	439,800	
	81				383,100	440,000	
	82				383,600		
	83				384,000		
	84				384,400		
	85				384,900		
	86				385,400		
	87				385,900		
	88				386,400		

	89				386,700		
	90				387,100		
	91				387,400		
	92				387,800		
	93				388,300		
	94				388,600		
	95				389,100		
	96				389,600		
	97				390,200		
	98				390,500		
	99				391,000		
	100				391,400		
	101				392,000		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		220,200	225,900	256,100	286,000	327,400	356,400

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第六条関係）

公安職給料表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	212,400	233,500	256,500	296,500	333,100	354,600	385,500	421,900	467,700
	2	214,800	235,700	258,500	297,500	334,600	356,300	387,200	423,500	474,000
	3	217,200	237,900	260,700	298,500	336,200	358,000	388,900	425,100	479,000
	4	219,600	240,100	262,900	299,400	337,700	359,600	390,700	426,600	483,300
	5	222,000	242,300	265,000	300,000	339,200	361,200	392,200	428,100	487,300
	6	224,400	244,300	266,300	300,700	340,600	363,000	393,800	429,700	490,800
	7	226,800	246,300	267,600	301,400	341,900	364,600	395,400	431,100	493,800
	8	229,100	248,100	268,900	302,100	343,200	366,200	397,000	432,500	496,300
	9	231,300	249,900	270,200	302,800	344,500	367,800	398,600	433,600	498,600
	10	233,400	251,600	271,500	303,500	346,100	369,400	400,200	435,000	
	11	235,500	253,300	272,800	304,200	347,700	371,000	401,800	436,500	
	12	237,500	254,700	274,100	304,800	349,300	372,600	403,400	438,000	
	13	239,500	256,200	275,400	305,500	350,800	374,200	404,900	439,300	
	14	241,500	258,000	276,600	306,300	352,400	375,800	406,900	441,000	
	15	243,500	259,400	277,700	307,000	354,000	377,400	408,900	442,600	
	16	245,100	260,900	279,200	307,800	355,500	379,000	410,900	444,300	
	17	246,700	262,400	280,500	308,500	357,000	380,600	412,400	445,700	
	18	248,200	263,600	281,900	309,400	358,600	382,200	414,100	447,400	
	19	249,700	264,800	283,200	310,400	360,200	383,800	415,700	449,100	
	20	251,200	265,900	284,400	311,300	361,700	385,400	417,500	450,700	
	21	252,700	267,200	285,600	312,200	363,300	387,000	419,100	452,100	
	22	254,300	268,400	286,200	313,500	364,900	388,600	420,600	452,800	
	23	255,900	269,700	286,800	314,800	366,500	390,400	422,100	453,500	
	24	257,400	271,000	287,400	316,100	368,100	392,100	423,500	454,200	
	25	258,900	272,400	287,900	317,400	369,500	393,800	424,700	454,600	
	26	260,100	273,800	288,500	318,900	371,200	395,800	426,200	455,100	
	27	261,300	275,100	289,100	320,200	372,900	397,700	427,700	455,700	
	28	262,500	276,400	289,600	321,300	374,500	399,600	429,100	456,300	
	29	263,700	277,400	290,100	322,300	376,100	401,300	430,600	456,900	
	30	265,000	278,700	290,700	323,500	377,700	402,700	431,900	457,600	
	31	266,300	280,000	291,200	324,700	379,300	403,900	433,100	458,100	
	32	267,600	281,200	291,700	325,800	381,000	405,200	434,300	458,600	
	33	268,900	282,500	292,200	326,900	382,700	406,200	435,300	459,100	
	34	270,400	283,100	292,800	328,100	384,700	407,300	436,000	459,400	
	35	271,700	283,700	293,300	329,300	386,700	408,300	436,800	459,700	
	36	273,100	284,300	293,800	330,400	388,700	409,300	437,500	460,100	
	37	274,100	284,800	294,300	331,500	390,500	410,400	438,000	460,500	
	38	275,400	285,400	294,900	332,700	392,200	411,600	438,400	460,700	
	39	276,700	286,000	295,500	333,900	393,700	412,700	438,800	461,000	
	40	277,900	286,600	296,100	335,100	395,200	413,800	439,100	461,200	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	279,100	287,100	296,800	336,400	396,400	415,000	439,400	461,600	
	42	279,700	287,700	297,500	337,600	397,400	415,800	439,700	461,800	
	43	280,300	288,300	298,200	338,800	398,400	416,700	440,000	462,000	
	44	280,900	288,800	298,900	340,000	399,400	417,300	440,300	462,200	
	45	281,300	289,300	299,500	341,200	400,500	417,800	440,500	462,600	
	46	282,000	289,800	300,400	342,500	401,600	418,500	440,800	462,800	
	47	282,500	290,300	301,200	343,700	402,700	419,200	441,100	463,000	
	48	283,000	290,800	302,000	344,900	403,800	419,800	441,400	463,200	
	49	283,500	291,400	302,800	346,100	405,100	420,500	441,700	463,600	
	50	284,100	291,900	303,900	347,500	405,900	420,900	442,000		
	51	284,600	292,500	305,000	348,800	406,700	421,500	442,300		
	52	285,100	293,100	306,000	350,100	407,300	422,100	442,600		
	53	285,600	293,700	307,000	351,000	407,800	422,500	442,900		
	54	286,200	294,400	308,100	352,300	408,500	422,900	443,200		
	55	286,700	295,100	309,200	353,500	409,200	423,400	443,500		
	56	287,200	295,800	310,300	354,700	409,900	423,900	443,800		
	57	287,700	296,400	311,300	355,900	410,200	424,400	444,000		
	58	288,200	297,300	312,400	357,300	410,900	425,000	444,300		
	59	288,700	298,100	313,500	358,700	411,600	425,400	444,600		
	60	289,200	298,900	314,600	360,100	412,100	425,800	444,800		
	61	289,700	299,700	315,600	361,400	412,500	426,200	445,000		
	62	290,200	300,600	316,700	363,000	412,900	426,500	445,300		
	63	290,700	301,500	317,800	364,500	413,400	426,800	445,600		
	64	291,200	302,400	318,900	365,900	413,900	427,100	445,900		
	65	291,700	303,200	319,900	367,100	414,400	427,400	446,100		
	66	292,200	304,100	321,000	368,500	414,800	427,700	446,400		
	67	292,700	304,900	322,100	369,800	415,300	428,000	446,700		
	68	293,200	305,700	323,200	371,200	415,800	428,200	447,000		
	69	293,700	306,600	324,200	372,300	416,400	428,400	447,200		
	70	294,200	307,500	325,400	373,500	416,900	428,700	447,500		
	71	294,700	308,400	326,600	374,700	417,500	429,000	447,800		
	72	295,200	309,400	327,800	375,900	418,000	429,200	448,100		
	73	295,700	310,200	328,500	377,200	418,400	429,400	448,300		
	74	296,300	311,100	329,800	378,400	419,000	429,700			
	75	296,900	312,000	331,100	379,600	419,500	430,000			
	76	297,400	312,800	332,400	380,700	419,700	430,200			
	77	297,900	313,500	333,700	381,800	420,000	430,400			
	78	298,500	314,400	335,100	383,000	420,500	430,700			
	79	299,100	315,300	336,600	384,100	420,800	431,000			
	80	299,700	316,300	338,000	385,300	421,100	431,200			
	81	300,300	317,200	339,300	386,400	421,400	431,400			
	82	301,000	318,300	340,900	387,000	421,800	431,700			
	83	301,700	319,300	342,400	387,500	422,200	432,000			
	84	302,300	320,300	343,900	388,000	422,600	432,200			
	85	302,900	321,200	345,300	388,600	422,900	432,400			
	86	303,600	322,200	346,800	389,300	423,300				
	87	304,300	323,200	348,300	389,900	423,700				
	88	305,000	324,200	349,700	390,500	424,100				

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

一三二

	89	305, 700	325, 200	351, 000	390, 800	424, 400					
	90	306, 500	326, 500	352, 200	391, 300						
	91	307, 300	327, 700	353, 400	391, 800						
	92	308, 000	328, 900	354, 700	392, 300						
	93	308, 500	330, 100	356, 000	392, 700						
	94	309, 500	331, 400	357, 500	393, 100						
	95	310, 400	332, 600	359, 000	393, 600						
	96	311, 200	333, 800	360, 400	394, 100						
	97	312, 000	335, 000	361, 700	394, 500						
	98	313, 000	336, 400	363, 000	395, 000						
	99	313, 900	337, 600	364, 100	395, 500						
	100	314, 800	338, 800	365, 300	396, 000						
	101	315, 700	340, 200	366, 400	396, 300						
	102	316, 700	341, 100	367, 500	396, 700						
	103	317, 700	342, 100	368, 600	397, 200						
	104	318, 600	343, 200	369, 700	397, 500						
	105	319, 400	344, 300	370, 900	397, 800						
	106	320, 000	345, 400	371, 400	398, 300						
	107	320, 600	346, 400	372, 000	398, 800						
	108	321, 200	347, 400	372, 600	399, 300						
	109	321, 700	348, 600	373, 200	399, 600						
	110	322, 200	349, 600	373, 700	400, 100						
	111	322, 600	350, 600	374, 100	400, 600						
	112	323, 100	351, 500	374, 600	401, 100						
	113	323, 900	352, 400	375, 000	401, 400						
	114	324, 600	353, 300	375, 400	401, 900						
	115	325, 300	354, 300	375, 900	402, 400						
	116	325, 900	355, 300	376, 400	402, 900						
	117	326, 500	356, 300	376, 800	403, 300						
	118	327, 200	356, 700	377, 300	403, 800						
	119	327, 900	357, 300	377, 900	404, 200						
	120	328, 700	357, 900	378, 400	404, 700						
	121	329, 300	358, 200	378, 600	405, 100						
	122	329, 600	358, 600	379, 100	405, 600						
	123	330, 100	359, 000	379, 600	406, 000						
	124	330, 600	359, 400	380, 000	406, 500						
	125	330, 900	359, 800	380, 500	406, 900						
	126		360, 200	381, 000							
	127		360, 600	381, 500							
	128		361, 000	382, 000							
	129		361, 400	382, 300							
	130		361, 800	382, 800							
	131		362, 200	383, 300							
	132		362, 700	383, 800							
	133		362, 900	384, 100							
	134		363, 400	384, 600							
	135		363, 800	385, 000							
	136		364, 100	385, 400							

	137		364, 400	385, 700						
	138		364, 800	386, 200						
	139		365, 300	386, 700						
	140		365, 800	387, 200						
	141		366, 100	387, 500						
	142		366, 600							
	143		367, 100							
	144		367, 600							
	145		367, 900							
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		247, 100	259, 000	263, 200	294, 900	311, 800	326, 100	349, 900	385, 600	417, 800

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第六（第六条関係）

教育職給料表
イ 教育職給料表（一）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	247,200	320,900	378,200	453,600
	2	203,000	248,700	322,700	379,700	455,400
	3	205,300	250,100	324,500	381,100	457,200
	4	207,500	251,500	326,200	382,500	459,000
	5	209,700	252,900	327,800	383,900	460,600
	6	212,000	254,100	329,700	385,400	462,300
	7	214,200	255,400	331,600	386,900	464,200
	8	216,400	256,600	333,500	388,300	465,900
	9	218,600	258,000	335,300	389,700	467,600
	10	220,800	259,200	337,400	391,200	469,200
	11	223,000	260,500	339,200	392,700	470,800
	12	225,200	261,800	341,000	394,200	472,300
	13	227,400	263,100	342,700	395,600	473,800
	14	229,600	265,000	344,400	397,100	475,100
	15	231,700	266,800	346,000	398,600	476,400
	16	233,800	268,600	347,600	400,100	477,700
	17	235,900	270,300	349,200	401,500	478,900
	18	237,700	272,500	350,500	403,100	479,600
	19	239,400	274,700	351,700	404,700	480,300
	20	241,100	276,900	352,900	406,200	481,000
	21	242,800	279,100	354,200	407,400	481,600
	22	244,100	281,300	355,800	408,800	
	23	245,400	283,600	357,400	410,200	
	24	246,700	285,700	358,900	411,500	
	25	247,900	287,700	360,400	413,100	
	26	249,100	289,600	362,000	414,500	
	27	250,300	291,500	363,700	415,800	
	28	251,500	293,300	365,200	417,300	
	29	252,600	295,100	366,700	418,700	
	30	253,800	297,000	368,300	420,000	
	31	255,100	298,800	369,900	421,500	
	32	256,300	300,500	371,400	423,000	
	33	257,400	302,200	372,900	424,600	
	34	258,700	304,000	374,500	426,000	
	35	260,000	305,700	376,100	427,600	
	36	261,300	307,300	377,600	429,100	
	37	262,700	309,000	379,100	430,800	
	38	264,100	310,700	380,600	432,300	
	39	265,400	312,500	382,100	433,900	
	40	266,700	314,200	383,500	435,500	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	268,000	315,500	384,900	437,000
	42	269,000	317,400	386,400	438,500
	43	270,000	319,200	387,800	439,700
	44	270,900	320,900	389,300	440,900
	45	271,600	322,600	390,800	442,100
	46	272,400	324,500	392,400	443,500
	47	273,200	326,200	394,000	444,700
	48	274,000	327,900	395,400	445,900
	49	274,800	329,600	396,600	447,000
	50	275,600	331,400	398,000	448,200
	51	276,300	333,200	399,400	449,400
	52	277,100	334,900	400,700	450,600
	53	277,900	336,700	401,900	451,800
	54	278,700	338,000	403,100	453,000
	55	279,500	339,300	404,400	454,200
	56	280,300	340,600	405,700	455,400
	57	281,000	342,100	407,000	456,500
	58	281,600	343,700	408,300	457,100
	59	282,500	345,200	409,700	457,600
	60	283,400	346,800	410,900	458,100
	61	284,200	348,300	412,100	458,600
	62	284,800	349,900	413,500	
	63	285,600	351,500	414,900	
	64	286,300	353,000	416,300	
	65	287,300	354,500	417,500	
	66	288,100	356,100	418,700	
	67	288,900	357,700	420,000	
	68	289,600	359,200	421,400	
	69	290,300	360,700	422,700	
	70	291,100	362,400	423,900	
	71	291,900	364,000	424,900	
	72	292,600	365,500	426,100	
	73	293,300	367,000	427,300	
	74	294,000	368,600	428,400	
	75	294,700	370,200	429,600	
	76	295,300	371,700	430,600	
	77	295,900	373,200	431,700	
	78	296,600	374,600	432,700	
	79	297,300	376,000	433,700	
	80	297,900	377,300	434,700	
	81	298,500	378,600	435,600	
	82	299,200	380,000	436,400	
	83	299,900	381,400	437,200	
	84	300,600	382,700	438,000	
	85	301,300	383,800	438,700	
	86	302,100	385,200	439,100	
	87	302,800	386,500	439,500	
	88	303,500	387,800	439,900	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

二七

89	304, 200	389, 000	440, 300
90	305, 100	390, 400	440, 600
91	305, 900	391, 500	440, 900
92	306, 700	392, 700	441, 100
93	307, 200	393, 900	441, 400
94	308, 000	395, 000	441, 700
95	308, 900	396, 200	442, 000
96	309, 700	397, 400	442, 200
97	310, 400	398, 800	442, 400
98	311, 200	399, 800	442, 700
99	312, 000	400, 800	443, 100
100	312, 700	401, 800	443, 300
101	313, 500	402, 700	443, 500
102	314, 400	403, 700	443, 800
103	315, 300	404, 800	444, 100
104	316, 100	405, 900	444, 300
105	316, 700	406, 600	444, 500
106	317, 500	407, 500	
107	318, 300	408, 400	
108	319, 100	409, 300	
109	319, 800	410, 100	
110	320, 200	410, 900	
111	320, 600	411, 700	
112	321, 100	412, 500	
113	321, 600	413, 100	
114	322, 000	413, 800	
115	322, 500	414, 500	
116	322, 900	415, 200	
117	323, 400	415, 800	
118	323, 900	416, 400	
119	324, 300	416, 800	
120	324, 800	417, 100	
121	325, 300	417, 400	
122	325, 700	417, 700	
123	326, 200	418, 000	
124	326, 700	418, 200	
125	327, 300	418, 400	
126	327, 600	418, 700	
127	327, 900	419, 000	
128	328, 200	419, 200	
129	328, 400	419, 400	
130	328, 700	419, 700	
131	329, 000	420, 000	
132	329, 200	420, 200	
133	329, 400	420, 400	
134	329, 600	420, 700	
135	329, 800	421, 000	
136	330, 100	421, 200	

	137	330,400	421,400			
	138	330,600	421,700			
	139	330,900	422,000			
	140	331,200	422,200			
	141	331,400	422,400			
	142	331,600	422,700			
	143	331,900	423,000			
	144	332,100	423,200			
	145	332,400	423,400			
	146	332,600	423,700			
	147	332,900	424,000			
	148	333,200	424,200			
	149	333,400	424,400			
	150	333,600	424,700			
	151	333,900	425,000			
	152	334,200	425,200			
	153	334,400	425,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		239,400	280,100	309,400	337,900	423,500

備考（一） この表は、県立高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表（二）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	200,600	221,500	320,900	350,000	437,300
	2	203,000	223,900	322,700	351,500	438,600
	3	205,300	226,300	324,500	353,000	439,800
	4	207,500	228,800	326,200	354,500	441,100
	5	209,700	231,200	327,800	355,900	442,200
	6	212,000	233,600	329,700	357,300	443,400
	7	214,200	236,000	331,600	358,700	444,600
	8	216,400	238,400	333,500	360,100	445,800
	9	218,600	240,800	335,300	361,500	447,100
	10	220,800	242,400	337,400	362,900	448,300
	11	223,000	244,000	339,200	364,200	449,300
	12	225,200	245,600	341,000	365,500	450,400
	13	227,400	247,200	342,700	366,700	451,600
	14	229,600	248,700	344,400	368,000	452,400
	15	231,700	250,100	346,000	369,200	453,200
	16	233,800	251,500	347,600	370,400	454,100
	17	235,900	252,900	349,200	371,600	455,000
	18	237,700	254,100	350,500	372,800	455,500
	19	239,400	255,400	351,700	374,000	456,000
	20	241,100	256,600	352,900	375,100	456,500
	21	242,800	258,000	354,200	376,200	457,000
	22	244,100	259,200	355,600	377,400	
	23	245,400	260,500	357,000	378,600	
	24	246,700	261,800	358,300	379,700	
	25	247,900	263,100	359,600	380,800	
	26	249,000	265,000	361,000	382,000	
	27	250,100	266,800	362,500	383,200	
	28	251,200	268,600	363,800	384,300	
	29	252,400	270,300	365,100	385,400	
	30	253,700	272,500	366,500	386,600	
	31	254,900	274,700	367,800	387,800	
	32	256,200	276,900	369,100	388,900	
	33	257,300	279,100	370,400	390,100	
	34	258,500	281,300	371,600	391,300	
	35	259,700	283,600	372,800	392,500	
	36	260,900	285,700	374,000	393,700	
	37	262,100	287,700	375,200	394,900	
	38	263,300	289,600	376,400	396,200	
	39	264,500	291,500	377,600	397,400	
	40	265,700	293,300	378,800	398,600	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

三〇

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	266,900	295,100	379,900	399,800
	42	268,000	297,000	381,100	401,100
	43	269,100	298,800	382,300	402,100
	44	270,200	300,500	383,500	403,200
	45	271,200	302,200	384,600	404,400
	46	272,000	304,000	385,900	405,600
	47	272,800	305,700	387,200	406,800
	48	273,600	307,300	388,400	408,000
	49	274,300	309,000	389,400	409,100
	50	275,100	310,700	390,600	410,100
	51	275,800	312,500	391,600	411,400
	52	276,500	314,200	392,700	412,600
	53	277,300	315,500	393,500	413,800
	54	278,100	317,400	394,600	414,900
	55	278,900	319,200	395,600	416,100
	56	279,600	320,900	396,600	417,200
	57	280,300	322,600	397,700	418,200
	58	281,100	324,500	398,700	419,400
	59	282,000	326,200	399,800	420,600
	60	282,700	327,900	400,900	421,800
	61	283,300	329,600	401,900	422,400
	62	284,000	331,400	403,000	423,200
	63	284,700	333,200	404,100	423,900
	64	285,300	334,900	405,100	424,400
	65	286,000	336,700	406,000	424,700
	66	286,700	338,000	406,900	425,000
	67	287,400	339,300	407,900	425,400
	68	288,100	340,600	408,900	425,800
	69	288,800	342,100	409,700	426,100
	70	289,600	343,600	410,500	426,500
	71	290,300	345,100	411,200	426,800
	72	291,000	346,600	412,000	427,100
	73	291,500	348,000	412,700	427,400
	74	292,200	349,500	413,300	427,800
	75	292,900	351,000	414,000	428,100
	76	293,500	352,500	414,700	428,400
	77	294,100	353,900	415,300	428,700
	78	294,800	355,400	416,100	429,000
	79	295,400	356,900	416,600	429,300
	80	296,000	358,400	417,200	429,500
	81	296,600	359,800	417,600	429,700
	82	297,200	361,100	418,000	
	83	297,800	362,500	418,300	
	84	298,400	363,700	418,600	
	85	298,900	364,900	418,800	
	86	299,400	366,100	419,100	
	87	299,900	367,300	419,400	
	88	300,400	368,400	419,600	

89	300,800	369,500	419,800		
90	301,400	370,600	420,100		
91	301,900	371,700	420,400		
92	302,400	372,800	420,600		
93	302,700	373,900	420,800		
94	303,200	375,100	421,100		
95	303,700	376,200	421,400		
96	304,100	377,300	421,600		
97	304,500	378,300	421,800		
98	305,000	379,300	422,100		
99	305,500	380,200	422,400		
100	305,900	381,100	422,600		
101	306,300	381,900	422,800		
102	306,700	382,900	423,100		
103	307,100	383,800	423,400		
104	307,400	384,700	423,600		
105	307,600	385,500	423,800		
106	307,900	386,400			
107	308,200	387,300			
108	308,400	388,200			
109	308,700	389,000			
110	308,900	390,100			
111	309,200	391,000			
112	309,500	391,900			
113	309,700	392,500			
114	309,900	393,400			
115	310,100	394,300			
116	310,400	395,200			
117	310,700	396,000			
118	310,900	396,700			
119	311,200	397,500			
120	311,500	398,300			
121	311,700	398,900			
122	311,900	399,600			
123	312,100	400,300			
124	312,400	400,900			
125	312,700	401,500			
126		402,200			
127		402,700			
128		403,300			
129		403,900			
130		404,500			
131		405,000			
132		405,500			
133		405,800			
134		406,100			
135		406,400			
136		406,700			

	137		407,000			
	138		407,300			
	139		407,600			
	140		407,900			
	141		408,200			
	142		408,500			
	143		408,800			
	144		409,100			
	145		409,300			
	146		409,600			
	147		409,900			
	148		410,100			
	149		410,300			
	150		410,600			
	151		410,900			
	152		411,100			
	153		411,300			
	154		411,600			
	155		411,900			
	156		412,100			
	157		412,300			
	158		412,600			
	159		412,900			
	160		413,100			
	161		413,300			
	162		413,600			
	163		413,900			
	164		414,100			
	165		414,300			
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 230,600	円 277,000	円 304,500	円 331,200	円 413,400

備考（一） この表は、市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校並びにこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

（二） この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第一項及び学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の四第一項に規定する子育て部分休暇の承認

第七条第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第八条第一項中「第十三条まで」を「第十二条まで」に改め、「、第二十三条」を削り、同条第二項中「及び第二十二條第二項」を「及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十三條第二項第一号」に改め、「給与条例第二十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「職員、」を「職員及び」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十五」を「百分の九十五」と、第二十三條第二項第一号中「百分の百五」とあるのは「百分の八十七・五」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年大分県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十三条まで」を「第十二条まで」に改め、同条第二項中「第二十一条の二第一項及び」の下に「第二項並びに」を、「給与条例第二十一条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、「職員、」を「職員及び」に改める。

（職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正）

第四条 職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「の各号」を削り、同条第二項の表の第十二号の作業の項の手当額の欄のイを次のように改める。

イ 搜索救助作業（ロに掲げる作業を除く。） 八四〇円。ただし、(イ)又は(ロ)に掲げる場合にあつては、八四〇円に、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額を加算した額とする。

(イ) 日没時から日出時までの間に当該作業に従事した場合（同一の日において(ロ)に掲げる場合に該当するときを除く。） 四二〇円

令和七年三月二十七日

(ロ) 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により設定された警戒区域（知事がこれに準ずると認める地域を含む。）（ロにおいて「警戒区域」という。）で行う当該作業に従事した場合又は災害発生箇所及びその周辺で行う当該作業（知事が著しく危険であると認めるものに限る。）に従事した場合 八四〇円

第十一条第二項の表の第十二号の作業の項の手当額の欄中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 大規模な災害として知事が定める災害に係る搜索救助作業 一、〇八〇円。ただし、(イ)又は(ロ)に掲げる場合にあつては、一、〇八〇円に、それぞれ(イ)又は(ロ)に定める額を加算した額とする。

(イ) 日没時から日出時までの間に当該作業に従事した場合（同一の日において(ロ)に掲げる場合に該当するときを除く。） 五四〇円

(ロ) 警戒区域で行う当該作業に従事した場合又は災害発生箇所及びその周辺で行う当該作業（知事が著しく危険であると認めるものに限る。）に従事した場合 一、〇八〇円

（職員のへき地手当等に関する条例の一部改正）

第五条 職員のへき地手当等に関する条例（昭和三十五年大分県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「再任用教職員等」を「短時間勤務教職員」に改める。

（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第六条 職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号の表の備考第二号中「含む（）」の下に「第十三条の四第一項及び」を加える。

第十三条の二第一項中「定める者」の下に「（第十三条の五第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十三条の三の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十三条の四 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）第二十四条第二号に掲げる職員を除く。）が、小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められ

大分県報号外（条例）

る場合における休暇とする。

- 2 子育て部分休暇の時間は、一日につき任命権者が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 子育て部分休暇については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十三条の五 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十三条の六 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第十五条の三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない」を「及び前二項中「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」」を削る。

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

第七条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第二号の表の備考第二号中「含む（）」の下に「第十一条の四第一項及び」を加える。

第十一条の二第二項中「定める者」の下に「（第十一条の五第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十一条の三の次に次の三条を加える。

（子育て部分休暇）

第十一条の四 子育て部分休暇は、職員（育児短時間勤務職員等及び職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）第二十四条第二号に掲げる職員を除く。）が、小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

- 2 子育て部分休暇の時間は、一日につき任命権者が定める時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

- 3 子育て部分休暇については、その勤務しない一時間につき、給与条例第十九条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第十一条の五 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十一条の六 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

第十三条の三第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「第二項中「三歳に満たない」を「及び前二項中「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、「とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、任命権者が定めるところにより、当該子を養育する」」を削る。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第八条 職員の育児休業等に関する条例（平成四年大分県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条の三第三号及び第二条の四中「人事委員会」を「任命権者」に改める。

第二十五条第二項中「又は」を「、」に改め、「よる介護時間」の下に「又は職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十三条の四第一項若しくは学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第十一条の四第一項の規定による子育て部分休暇」を、「当該介護時間」の下に「又は当該子育て部分休暇」を加え、同条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の第二十項」に改める。

（技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第九条 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年大分県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条第一項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第四条中「すべての」を削る。

第四条の三中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「地域又は」を「地域若しくは」に、「一年を」を「二年を」に改める。

第四条の四第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第四条の六の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第四条の七 住居その他これに準ずるものとして任命権者が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他任命権者が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、任命権者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十二条の二第四項中「、第四条の三、第四条の四、第五条の二、第五条の三」を削る。

第十四条第二項中「若しくは」を「、」に、「又は」を「」若しくは子育て部分休暇（当該技能労務職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は」に改める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年大分県条例第五十二

号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

第四条第二項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の三第一項中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「地域又は」を「地域若しくは」に、「一年を」を「二年を」に改め、同条第二項中「一年以上」を「六箇月を超えて」に、「者が、」を「者から」に、「なり」を「なつた者が」に、「一年を」を「二年を」に改める。

第四条の四第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第四条の六の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第四条の七 住居その他これに準ずるものとして企業局長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他企業局長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、企業局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第九条の二第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第十二条の二第一項中「、第五条」を「から第五条まで」に改め、同条第四項中「、第四条の三、第四条の四」を削る。

第十四条第二項中「若しくは」を「、」に、「又は」を「」若しくは子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は」に改める。

（大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十一条 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十八年大分県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第七条第二項中「の各号」を削り、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条第二号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。
 第十一条の次に次の一条を加える。

（在宅勤務等手当）

第十一条の二 住居その他これに準ずるものとして病院局長が定める場所において、正規の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他病院局長が定める時間を除く。）の全部を勤務することを、病院局長が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十八条第一項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日（午前零時から）」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十三条第一項中「第十一条」の下に「、第十一条の二」を加え、同条第四項中「から第九条まで」を「、第七条」に改め、同条第六項中「、第九条及び第二十条」を「及び第九条」に改める。

第二十五条第二項中「若しくは」を「、」に、「」又は」を「」若しくは子育て部分休暇（当該職員が小学校就学の始期から九歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育するため、一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（号給の切替え）

2 令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表第一から別表第六までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるも

のをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（扶養手当に関する経過措置）

4 切替日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の給与条例（以下「改正後給与条例」という。）第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは「一万千円」と、「とする」とある

のは「、前項第六号に該当する扶養親族については五千円とする」とし、切替日から令和八年三月三十一日までの間における第十条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含む。）とし、切替日から令和八年三月三十一日までの間における第十一条の規定によ

る改正後の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、

「五 重度心身障害者

六 配偶者（届出をしない

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

5 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における改正後給与条例第十二条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、

同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは「五 重度心身障害者

配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、同条第三項中「一万三千元」とあるのは

「一万二千元」と、「とする」とあるのは「、前項第六号に該当する扶養親族については

三千五百円とする」とし、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第十号の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第四条の規定の適用については、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは、

「五 重度心身障害者 六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間における第十一号の規定による改正後の大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例第七条の規定の適用については、同条第二項中「五

重度心身障害者」とあるのは、

六 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）とする。

（令和十年三月三十一日までの間における地域手当に関する経過措置）

6 切替日から令和十年三月三十一日までの間における地域手当の月額は、改正後給与条例第十三条の二第二項及び第三項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、人事委員会規則で定める。

7 切替日から令和十年三月三十一日までの間における改正後給与条例第十三条の三の規定の適用については、同条中「には、前条」とあるのは「には、前条又は職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第六号）附則第六項」と、「間、前条」とあるのは「間、前条又は同項」とする。

（切替日前に異動等のあった職員等の地域手当に関する経過措置）

8 切替日の前日までに第一条の規定による改正前の給与条例第十三条の四第一項に規定する異動等のあった職員又は同日までに同条第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職

員（附則第十項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号）附則第十一項に規定する暫定再任用職員（附則第十項において「暫定再任用職員」という。）を除く。）については、改正後給与条例第十三条の四第一項本文中「同条第二項各号に定める割合をいう」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第六号）以下この条において「令和七年改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「同条第二項各号に定める割合をいい」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前二条」とあるのは「前二条又は令和七年改正条例附則第六項」と、「から二年」とあるのは「から一年」と、「変更により」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により」と、同項ただし書中「から二年」とあるのは「から一年」と、同項第一号中「変更」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第二項中「者から」とあるのは「者が、」と、「となつた者又は前項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

9 切替日から令和十年三月三十一日までの間に改正後給与条例第十三条の四第一項に規定する異動等のあった職員又は当該期間に同条第二項の規定により同条第一項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、同項中「同条第二項各号に定める割合をいう」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は職員給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年大分県条例第六号）以下この条において「令和七年改正条例」という。）附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいう」と、「同条第二項各号に定める割合をいい」とあるのは「同条第二項各号に定める割合又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める割合をいい」と、「前二条」とあるのは「前二条又は令和七年改正条例附則第六項」と、「変更により、」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更により、」と、同項第一号中「変更」とあるのは「変更又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分、同項の人事委員会規則で定める割合若しくは同項後段の人事委員会規則で定める級地の変更」と、同条第二項中「一級地」とあるのは「一級

地又は令和七年改正条例附則第六項の人事委員会規則で定める級地の区分のうち支給割合の最も高い級地の区分」として、同条の規定を適用する。

（再任用職員への特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

10 切替日以後に新たに定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下この項及び次項において「再任用職員」という。）に対して適用されることとなる給与条例第十四条の三の規定は、切替日以後に同条第一項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する公署の移転があった再任用職員について適用する。

（再任用職員へのへき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

11 切替日以後に新たに再任用職員に対して適用されることとなる給与条例第十四条の四第二項から第四項までの規定は、切替日以後に同条第二項に規定する異動をした再任用職員又は切替日以後に同項に規定する学校の移転があった再任用職員について適用する。

（人事委員会規則への委任）

12 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表 号給の切替表（附則第二項関係）

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給						
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1	1
15	11	7	7	3	1	1	1
16	12	8	8	4	1	1	1
17	13	9	9	5	1	1	1
18	14	10	10	6	2	1	2
19	15	11	11	7	3	1	2
20	16	12	12	8	4	1	2
21	17	13	13	9	5	1	2
22	18	14	14	10	6	1	2
23	19	15	15	11	7	1	3
24	20	16	16	12	8	2	3
25	21	17	17	13	9	2	3
26	22	18	18	14	10	2	3
27	23	19	19	15	11	2	4
28	24	20	20	16	12	3	4
29	25	21	21	17	13	3	4
30	26	22	22	18	14	3	4
31	27	23	23	19	15	3	5
32	28	24	24	20	16	3	5
33	29	25	25	21	17	3	5
34	30	26	26	22	18	4	5
35	31	27	27	23	19	4	6
36	32	28	28	24	20	4	6
37	33	29	29	25	21	4	6
38	34	30	30	26	22	4	6
39	35	31	31	27	23	4	6
40	36	32	32	28	24	4	7
41	37	33	33	29	25	4	7
42	38	34	34	30	26	5	
43	39	35	35	31	27	5	
44	40	36	36	32	28	5	
45	41	37	37	33	29	5	
46	42	38	38	34	30		
47	43	39	39	35	31		
48	44	40	40	36	32		
49	45	41	41	37	33		
50	46	42	42	38	34		
51	47	43	43	39	35		
52	48	44	44	40	36		
53	49	45	45	41	37		
54	50	46	46	42	38		
55	51	47	47	43	39		

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

四〇

56	52	48	48	44	40		
57	53	49	49	45	41		
58	54	50	50	46	42		
59	55	51	51	47	43		
60	56	52	52	48	44		
61	57	53	53	49	45		
62	58	54	54	50			
63	59	55	55	51			
64	60	56	56	52			
65	61	57	57	53			
66	62	58	58	54			
67	63	59	59	55			
68	64	60	60	56			
69	65	61	61	57			
70	66	62	62	58			
71	67	63	63	59			
72	68	64	64	60			
73	69	65	65	61			
74	70	66	66	62			
75	71	67	67	63			
76	72	68	68	64			
77	73	69	69	65			
78	74	70	70	66			
79	75	71	71	67			
80	76	72	72	68			
81	77	73	73	69			
82	78	74	74	70			
83	79	75	75	71			
84	80	76	76	72			
85	81	77	77	73			
86	82	78	78				
87	83	79	79				
88	84	80	80				
89	85	81	81				
90	86	82	82				
91	87	83	83				
92	88	84	84				
93	89	85	85				
94	90	86	86				
95	91	87	87				
96	92	88	88				
97	93	89	89				
98	94	90					
99	95	91					
100	96	92					
101	97	93					
102	98						
103	99						
104	100						
105	101						
106	102						
107	103						
108	104						
109	105						
110	106						
111	107						
112	108						
113	109						

ロ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9
52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

ハ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5

令和七年三月二十七日

大分県報号外(条例)

56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

ニ 医療職給料表(ニ)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	

令和七年三月二十七日

大分県報号外(条例)

56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90	86		
95	91	91	87		
96	92	92	88		
97	93	93	89		
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

ホ 海事職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給			
	1 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	1	1
7	1	3	1	1
8	1	4	1	1
9	1	5	1	1
10	1	6	2	1
11	1	7	3	1
12	1	8	4	1
13	1	9	5	1
14	2	10	6	2
15	3	11	7	3
16	4	12	8	4
17	5	13	9	5
18	6	14	10	6
19	7	15	11	7
20	8	16	12	8
21	9	17	13	9
22	10	18	14	10
23	11	19	15	11
24	12	20	16	12
25	13	21	17	13
26	14	22	18	14
27	15	23	19	15
28	16	24	20	16
29	17	25	21	17
30	18	26	22	18
31	19	27	23	19
32	20	28	24	20
33	21	29	25	21
34	22	30	26	22
35	23	31	27	23
36	24	32	28	24
37	25	33	29	25
38	26	34	30	26
39	27	35	31	27
40	28	36	32	28
41	29	37	33	29
42	30	38	34	30
43	31	39	35	31
44	32	40	36	32
45	33	41	37	33
46	34	42	38	34
47	35	43	39	35
48	36	44	40	36
49	37	45	41	37
50	38	46	42	38
51	39	47	43	39
52	40	48	44	40
53	41	49	45	41
54	42	50	46	42
55	43	51	47	43

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

56	44	52	48	44
57	45	53	49	45
58	46	54	50	46
59	47	55	51	47
60	48	56	52	48
61	49	57	53	49
62	50	58	54	50
63	51	59	55	51
64	52	60	56	52
65	53	61	57	53
66	54	62	58	54
67	55	63	59	55
68	56	64	60	56
69	57	65	61	57
70	58	66	62	58
71	59	67	63	59
72	60	68	64	60
73	61	69	65	61
74	62	70	66	
75	63	71	67	
76	64	72	68	
77	65	73	69	
78	66	74	70	
79	67	75	71	
80	68	76	72	
81	69	77	73	
82	70	78	74	
83	71	79	75	
84	72	80	76	
85	73	81	77	
86		82	78	
87		83	79	
88		84	80	
89		85	81	
90		86		
91		87		
92		88		
93		89		
94		90		
95		91		
96		92		
97		93		
98		94		
99		95		
100		96		
101		97		
102		98		
103		99		
104		100		
105		101		

へ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	5
47	43	39	39	35	31	5
48	44	40	40	36	32	5
49	45	41	41	37	33	5
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50	46	
63	59	55	55	51	47	
64	60	56	56	52	48	
65	61	57	57	53	49	
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

五〇

115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					
126	122					
127	123					
128	124					
129	125					

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

ト 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	
52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	

令和七年三月二十七日

大分県報号外(条例)

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

五三

56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66		
79	67		
80	68		
81	69		
82	70		
83	71		
84	72		
85	73		
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		

115	103		
116	104		
117	105		

チ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	

令和七年三月二十七日

大分県報号外(条例)

五五

56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

五六

115	103		
116	104		
117	105		

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第七号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年大分県条例第百五号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に、「もの」を「者」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第三項中「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社）の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社）等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。」の職員となり」に改める。

附則第十一項中「附則別表第一」を「附則別表」に改める。

附則第十二項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

附則第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項、第十一項及び第十二項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつてこの条例の施行の日以後に安定した職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて同日前に職業に就いたものに対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第八号

栄養士法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

（大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例等の一部改正）

第一条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

一 大分県幼稚園型認定こども園等の認定の要件を定める条例（平成十八年大分県条例第四十九号）別表の第三の七ロ

二 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号）第八十七条第四項

三 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十三号）第三十七条第五項

四 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十四号）第四十五条第四項

五 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十七号）第二十九条第五項

六 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）第七条第一項ただし書及び第三号並びに第七項ただし書

七 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号）第五条第一項ただし書及び第四号並びに第四項ただし書

八 一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和六年大分県条例第三十七号）第十九条第一項

（保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十八条第一項中「の各号」を削り、同項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条

例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項ただし書及び第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第四十七条第一項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項ただし書及び第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第九項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十二項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「栄養士との」を「栄養士若しくは管理栄養士との」に、「栄養士を」を「栄養士又は管理栄養士を」に改め、同項第四号及び同条第十項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第三十九条第一項ただし書中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、「あつては第八号」を「あつては同号」に改め、同項第五号及び同条第九項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第六条 指定居宅サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第四百九条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十項中「の栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第十二項及び第十四項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第百八十四条第一項ただし書及び第三号並びに第百九十一条第一項第一号、第二号及び

第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第七条 指定介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第三百十一条第一項ただし書及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十項中「の栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第十二項及び第十四項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第百六十八条第一項ただし書及び第三号並びに第百七十五条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二百四十二条第一項ただし書中「第二百四十六条第三項」を「第二百四十七条第三項」に改める。

(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(職員の配置)」に改め、同条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第四十九条中「の各号」を削り、同条第二号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第六十二条第一項、第七十三条第一項、第四項ただし書及び第十二項ただし書、第八十七条第一項及び同項第一号、第九十七条第一項並びに第百五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

令和七年三月二十七日

大分県報号外(条例)

大分県条例第九号

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県国民健康保険条例の一部を改正する条例

大分県国民健康保険条例（平成二十九年大分県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第三条第五項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県幼児保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十号

大分県幼児保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大分県幼児保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県条例第十一号

大分県病院事業に係る料金条例の一部を改正する条例

大分県病院事業に係る料金条例（平成十八年大分県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の分べん料の項中「一四五、〇〇〇円」を「一七〇、〇〇〇円」に、「一六五、〇〇〇円」を「一九〇、〇〇〇円」に、「一七〇、〇〇〇円」を「一九五、〇〇〇円」に改め、同表の生命保険等に係る医師面談料の項中「五、五〇〇円」を「一一、〇〇〇円」に改め、

同表の文書料の項中

一通	一、一〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	四、四〇〇円
一通	四、四〇〇円
一通	五、五〇〇円
一通	五、五〇〇円
一通	五、五〇〇円
一通	五、五〇〇円

を に、

交通事故関係診断書	一通	四、四〇〇円
海外移住関係診断書	一通	二、二〇〇円

を

交通事故関係診断書	一通	五、五〇〇円
-----------	----	--------

に、

一通	一、一〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	二、二〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円
一通	三、三〇〇円

に改め、同表の証明料の項

を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表の分べん料の項の改正規定は、同年十月一日から施行する。
（経過措置）

2 この条例による改正後の大分県病院事業に係る料金条例の別表の文書料の項の規定は、この条例の施行の日以後に発行の申込みのあった診断書又は証明書の料金について適用し、同日前に発行の申込みのあったものについては、なお従前の例による。

大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十二号

大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例を廃止する条例

大分県流通業務団地造成事業特別会計設置条例（平成八年大分県条例第十二号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 大分県流通業務団地造成事業特別会計の令和六年度の収入及び支出並びに決算については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際大分県流通業務団地造成事業特別会計に属する権利義務は、一般会計に帰属するものとする。

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県条例第十三号

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

大分県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成九年大分県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和七年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和七年三月二十七日

大分県報号外（条例）